

幼保連携型認定こども園川崎幼稚園を運営する 学校法人榛原学園に対する改善勧告について

(健康福祉部福祉長寿局福祉指導課)

牧之原市内の認定こども園において、送迎バス内で児童が亡くなるという大変痛ましい事故が発生した。

県では、当該認定こども園を運営する学校法人榛原学園に対して、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条に基づき特別指導監査を実施してきたが、令和4年10月14日付けで同法第20条に基づく改善勧告を发出した。

1 事故概要

事故発生日	令和4年9月5日(月)
発生園	川崎幼稚園(牧之原市静波) ・設置者：学校法人榛原学園 ・園種別：幼保連携型認定こども園 ・H27.4.1付け認可, 認可定員:200名, 在籍児童数:168名, 職員数:39名
児童	3歳、女児(令和4年4月1日入園)
状況	午前8時50分頃、送迎バスにて登園するも、バス内に約5時間取り残され、同日午後2時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見。緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。死因は、熱射病と判明

2 改善勧告の対象者

対象者名：学校法人榛原学園

3 特別指導監査の実施状況

対象施設等	川崎幼稚園	
確認事項	事故当日の状況、送迎バスの運行等の安全管理体制	
監査内容	全体調査	○立入調査：令和4年9月9日、13日、22日の3日間
	個別調査	○聴取状況：園長、副園長等 延べ26人、実人員20人
	書類調査	○確認した書類 ・危険等発生時対処要領及び各種マニュアル、事故報告書、業務分担表、児童の登降園記録、職員の出退勤記録 など

4 特別指導監査で確認した事故原因

- (1) 乗務員・運転手による降車確認の未実施
- (2) 不適切な登園確認
- (3) 欠席連絡がない園児の保護者に対する確認の未実施

5 法令等に抵触する事実の概要

項 目		抵触する事実
事故防止及び安全対策	「学校安全に関する設置者の責務」 「組織的な体制整備」	(1)安全確保のための組織的な体制整備の不備 (2)送迎バス運行体制の不備 (3)登降園管理体制の不備
	「危険等発生時対処要領等の作成と周知」	(4)危険等発生時対処要領及び各種マニュアルの見直しと実践的な職員研修の未実施
「保護者との連絡」 「保護者との相互理解」		(5)保護者との連絡体制の不備

6 改善勧告事項

改善勧告事項	報告期限
(1)安全管理に関する役割を明確にした組織体制の構築	令和4年10月28日(金)
(2)安全な送迎バス運行体制の確保	令和4年11月11日(金)
(3)登降園に係るルールの作成と職員への周知徹底	令和4年10月28日(金)
(4)危険等発生時対処要領及び各種マニュアルの定期的な見直しと実践的な職員研修の実施	令和4年11月11日(金)
(5)保護者との連絡体制の再構築	令和4年10月28日(金)

7 今後の対応

- ・提出される改善報告の妥当性を書面で確認するとともに、改めて現地で実施状況を確認し、確実な実行を促す。
- ・改善を求めた事項について改善されない場合には、認定こども園法第20条に基づく改善命令の発出を検討する。